

飛島村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	4,524人	4,888,163千円	393,862千円	732,861千円	14.99%	14.78%

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

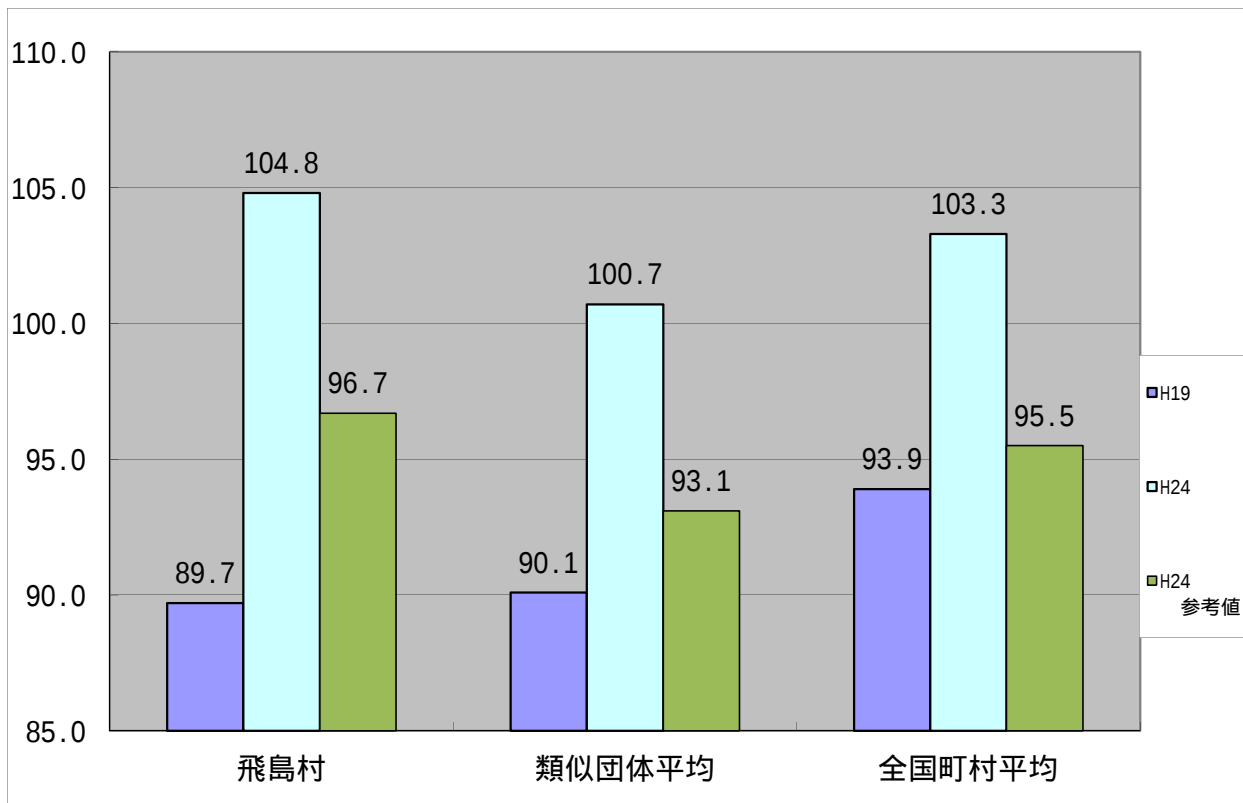
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B / A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	95人	348,441千円	60,803千円	120,900千円	530,144千円	5,580千円	5,361千円

1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
飛島村	43.8 歳	328,300 円	385,097 円	362,523 円
愛知県	42.8 歳	336,759 円	435,676 円	385,422 円
国	42.8 歳	304,944(329,917) 円	- 円	372,906(401,789) 円
類似団体	42.7 歳	305,195 円	346,802 円	332,520 円

技能労務職

区 分	公 務 員				平均給与月額 (国ベ- ス)(円)	民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月 額	平均給与月額 (A)		対応する民間 の類似職種	平均年 齢	平均給与月額 (B)	
飛島村	57.8歳	2人	平均給与等のデータについては、個人が特 定される恐れがあるため、公表しません。						
うち調理員	56.8歳	1人				調理員	40.4	270,000	0.00
うち用務員	58.7歳	1人				用務員	53.5	206,600	0.00
愛知県	52.3歳	431人	339,689円	392,516円	375,705円				
国	49.7歳	3,479人	270,465 (285,030) 円		307,506 (323,181) 円				
類似団体	49.7歳	3人	265,145円	291,195円	280,355円				

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。しかし、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていません。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成21年～23年の3か年の平均)
- 4 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 5 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区 分		飛 島 村	愛 知 県	国
		初任給	初任給	初任給
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	176,734 円	163,987(172,200) 円
	高 校 卒	140,100 円	142,881 円	133,418(140,100) 円
技能労務職	高 校 卒	121,600 円	131,532 円	- 円

- (注) 1 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	-	300,800円	364,150円
	高 校 卒	-	-	-
技能労務職	高 校 卒	-	-	-

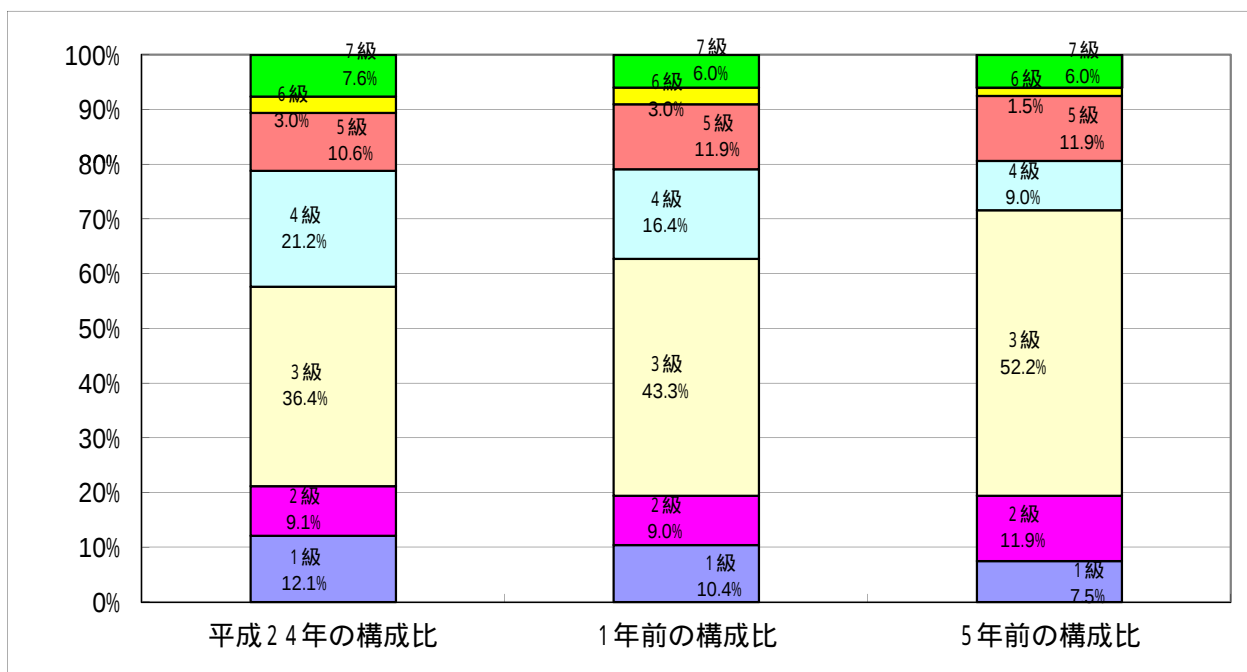
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7 級	部長	5 人	7.6 %
6 級	次長	2 人	3.0 %
5 級	課長	7 人	10.6 %
4 級	課長補佐	14 人	21.2 %
3 級	係長・主任	24 人	36.4 %
2 級	主事	6 人	9.1 %
1 級	主事	8 人	12.1 %

（注）1 飛島村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

飛島村では、平成19年6月1日に職員の勤務の実績並びに執務に関連して見られた職員の能力、性格及び適格性を統一的に記録して人事管理の合理化を図り、もって公正な人事行政の確立に資することを目的に「飛島村職員勤務評定要綱」を定めました。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

飛 島 村	愛 知 県	国
1人当たり平均支給額(23年度) 1,286 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,642 千円	-
(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(23年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.60 月分 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3～20％ ・管理職加算 4～25％	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

勤勉手当については、一律支給。

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

飛 島 村	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)

(3) 地域手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)			個人の金額が特定される恐れがあるため、公表しません。
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)			
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
一宮市・弥富市	3 %	2 人	0 %

(4) 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)	232 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	5,542 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)	44.7 %		
手当の種類(手当数)	5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業手当	作業に従事した職員	防疫作業に関する業務に従事した時	日額 8,000円
行旅死亡人取扱手当	業務に従事した職員	行旅死亡人取扱の業務	日額 2,000円
用地交渉手当	事務に従事した職員	用地取得に関する業務又は交渉事務	日額 470円
非常配備従事手当	実務に従事した職員	防災計画に基づき非常配備の実務	1回8時間未満 4,200円 8時間以上 6,000円
犬猫等死体処理取扱手当	業務に従事した職員	犬猫等死体処理取扱業務	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	21,941 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	296 千円
支給実績(22年度決算)	18,114 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	279 千円

(6) その他の手当(24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 1人(配偶者なし) 11,000円 配偶者以外の扶養親族 1人目から 6,500円 特定期間加算 5,000円	同じ		8,880 千円	240,000 円
住居手当	借家の場合 月額12,000円を超える家賃額 に及び27,000円を限度の支給 自宅の場合 購入の日から5年を経過しない もので、職員が世帯主である ものについて2,500円	同じ		2,592 千円	324,000 円
通勤手当	公共交通機関を利用する場合 運賃額に及び55,000円を限度 に支給(6か月定期券等の価 格を一括支給) 自動車等を使用する場合 通勤距離に応じて2,000円～ 24,500円を支給(2km未満は未 支給)	同じ		3,132 千円	54,000 円
管理職手当	部長 88,500円 次長 72,700円 課長 59,500円 所長 46,300円 主幹 55,500円	異なる	支給区分 支給額	14,096 千円	829,200 円

5 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

区 分		給料月額等	
給料	村 長	840,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額
			840,000 円 / 230,400 円
報酬	副 村 長	705,000 円	705,000 円 / 391,800 円
	議 長	395,000 円	395,000 円 / 140,000 円
	副 議 長	310,000 円	310,000 円 / 115,000 円
期末手当	議 員	290,000 円	290,000 円 / 100,000 円
	村 長	(23年度支給割合)	
	副 村 長	2.95 月分	
退職手当	議 長	(23年度支給割合)	
	副 議 長	2.95 月分	
	議 員		
退職手当	村 長	(算定方式)	(支給時期)
	副 村 長	840,000円 × 在職月数 × 0.45 705,000円 × 在職月数 × 0.27	(任期毎) (任期毎)

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

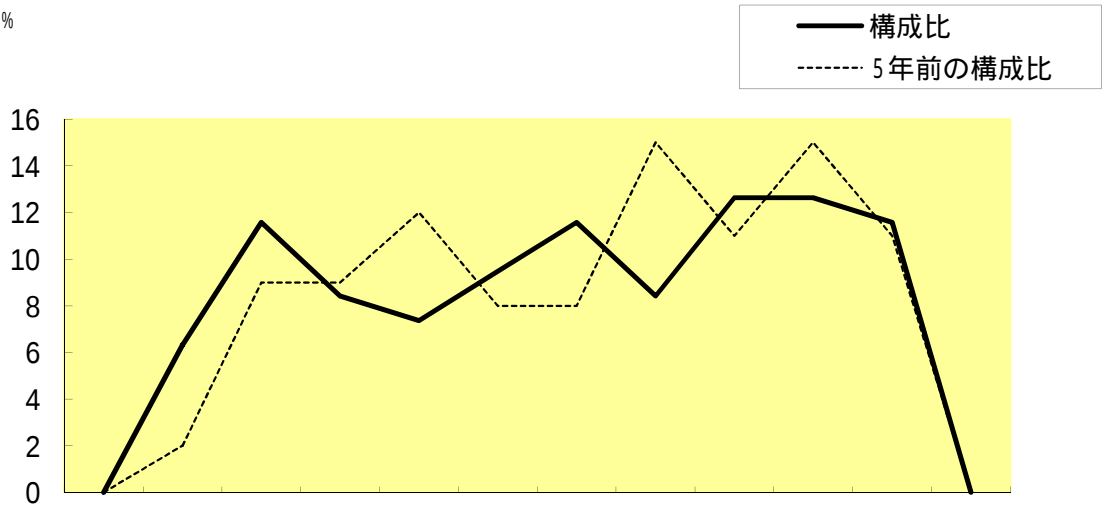
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成24年	平成23年		
一 般 行 政 部 門	議会	4	3	1	職員再配置による増 業務内容の見直しによる減
	総務	20	21	-1	
	税務	7	7	0	
	農林水産	2	2	0	
	商工	1	1	0	
	土木	6	6	0	
	民生	26	26	0	
	衛生	9	9	0	
	小 計	75	75	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 165.78人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 183.21人)
特 別 行 政 部 門	教育	14	13	1	教育業務内容の見直しによる増
	小 計	14	13	1	
公 営 企 業 計 画 部 門	下水道	2	2	0	
	介護	2	2	0	
	国保	2	2	0	
	小 計	6	6	0	
合 計		95 [118]	94 [118]	1 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 209.99人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳-23歳	24歳-27歳	28歳-31歳	32歳-35歳	36歳-39歳	40歳-43歳	44歳-47歳	48歳-51歳	52歳-55歳	56歳-59歳	60歳以上	計
職員数	0人	6人	11人	8人	7人	9人	11人	8人	12人	12人	11人	0人	95人